

産業廃棄物搬入に関する承諾書

株式会社 富田工務店 様

産業廃棄物安定型最終処分場 はいばらエコセンターへの産業廃棄物搬入に際し、貴社が定める下記事項について承諾します。

記

（受け入れ品目）

1. 当施設では次の4品目のみを受け入れます。

- ①廃プラスチック類
- ②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- ③がれき類
- ④金属くず

※ ①～③石綿含有産業廃棄物を含みます。

※ 大量のコンクリートガラについては事前にご相談ください。

（受け入れ対象）

2. 当施設の受け入れは、石綿含有産業廃棄物を除き、中間処分場からの搬入物を対象とします。

（廃プラスチック類）

3. 廃プラスチック類について、次のものは受け入れることができません。

- ①風により飛散するもの
- ②15cm程度に破砕されていないもの
- ③有機物が付着しているもの
- ④臭いが発生しているもの
- ⑤中空状態のもの

（石綿含有産業廃棄物）

4. 石綿含有産業廃棄物については、次の事項を遵守してください。

- ①環境省の定める「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」にしたがって搬入してください。
- ②飛散防止のため次の措置をしてください。
 - ア. 運搬時のシート掛け等
 - イ. 破砕や切断がされているもの、除去時の用具等に付着したもの等、荷降ろし時に飛散する可能性があるものは、トンパック等で梱包
- ③次のものは受け入れることができません。
 - ア. 石綿含有仕上塗材
 - イ. 紙や布等の有機物が付着したもの

（受け入れることができないものの例）

※詳細は弊社ホームページ受入不可リストをご確認ください。

（情報の提供）

6. 石綿含有産業廃棄物に該当しないことにつき疑わしい産業廃棄物を搬入する場合には、石綿含有産業廃棄物に該当しないことを証明する検査書等の提示をお願いします。

（検査の実施）

7. 受け入れの際に検査を行います。前述までの事項を満たすものであっても、産業廃棄物の適正処理に支障があると判断したものについては、受け入れることができません。

又、受入後、万が一適正な処理に支障があることが判明した場合は、受入物の返却に同意します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名 印

本書内容を承諾いただいたことを確認しました。

令和 年 月 日

株式会社富田工務店 代表取締役 富 田 道 明 印